

令和8年度 第2回 市有地売却実施要領（期間入札）

一般競争入札方式による市有地売却

★売 払 物 件 1 尾張旭市北山町北新田35番2
(全3件)

2 尾張旭市北山町北新田35番8

3 尾張旭市瀬戸川町一丁目294番1

★入札参加申込期間 令和8年10月5日（月）から10月28日（水）まで
（持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

★入 札 期 間 令和8年11月9日（月）から11月20日（金）まで
（土曜日・日曜日を除く。）

★開 札 日 時 令和8年11月25日（水）午前10時

尾張旭市

総務部 財政課 管財係

電 話 0561-76-8114（直通）
尾張旭市ホームページ <https://www.city.owariasahi.lg.jp/>

目 次



■スケジュールの概要		P 1
■入札の概要		P 2
■売却物件		
第 1 売却物件		P 3
第 2 売払条件等		P 4
第 3 参加資格		P 4 ～ 5
第 4 入札参加申込		P 6
■入札保証金		
第 5 入札保証金		P 7
■入 札		
第 6 入 札		P 7
■開 札		
第 7 開 札		P 8
■売買契約		
第 8 売買契約の締結		P 8
■売買代金		
第 9 売買代金の納付		P 9
■所有権移転		
第 1 0 所有権移転等		P 9 ～ 1 0
■よくある質問		P 1 0
■附属資料		
◇ (附属資料 1) 物件調書		P 1 2 ～ 2 9
◇ (附属資料 2) 実施要領等に関する質疑書		P 3 0
◇ (附属資料 3) 土地売買契約書(案)		P 3 1 ～ 3 5
■入札に関する様式		
◇ 入札参加申込書、誓約書、役員名簿、市税の納付状況等 調査同意書、入札書、入札保証金払渡請求書、委任状、 記入例		P 3 6 ～ 5 3
■尾張旭市役所案内図		

はじめに

- 入札参加希望者は、この実施要領の各項を全て熟読し承知した上で、参加してください。
- 一般競争入札方式による尾張旭市有地売却は、売却最低入札価格以上で最も高い価格で入札された者に売却する方法です。
- 物件は、現状有姿の引渡しです。当該物件に存在する工作物等はそのままの引渡しとなります。
- 入札参加者は、必ず現地を確認し、開発関連の諸規制にも留意してください。
- 本件入札に使用される印鑑は、印鑑登録されている印鑑（実印）とします。

■スケジュールの概要

本実施要領の配布から土地引渡しまでのスケジュールは、以下のとおりです。
ただし、本スケジュールは予定であり、変更になる場合があります。

予定期日	事項	内容
令和8年10月5日から 令和8年10月28日まで	実施要領の配布	・市役所財政課窓口にて直接配布又は本市ホームページからダウンロード
	入札参加申込受付	・市役所財政課窓口にて持参若しくは、一般書留又は簡易書留により郵送
	質疑書の受付	・参加申込者からのみ電子メールにて質疑書の受付



令和8年11月4日まで	質疑への回答	・入札参加申込者全員へ電子メールにて回答
-------------	--------	----------------------



入札までに入札保証金を納付

令和8年11月9日から 令和8年11月20日まで	入札	・市役所財政課窓口にて持参し提出
-----------------------------	----	------------------



令和8年11月25日	開札 落札者の決定	・最高額入札者を落札者に決定し、郵送にて連絡
------------	--------------	------------------------



売払決定通知書を受け 取った日から30日以内	契約締結期限	・契約及び所有権移転登記は、落札者名義
---------------------------	--------	---------------------



契約締結から 30日以内	売買代金納付	以下のいずれかの方法により納付 ①契約締結と同時に全額を納付する方法 ②契約締結前に売買代金の1割以上の契約保証金を納付し、契約日から30日以内に残額を納付する方法
-----------------	--------	--



売買代金納付後	所有権移転等	・売買代金の全額を納付した時点で所有権を移転し、現状有姿での引渡し ・所有権移転登記の手続きは尾張旭市が実施 ・登録免許税は買受人の負担
---------	--------	--

※ 本スケジュールに変更が生じた場合には、本市ホームページに掲載します。

■入札の概要

売却物件 【第1～第3】	1 尾張旭市北山町北新田35番2 2 尾張旭市北山町北新田35番8 3 尾張旭市瀬戸川町一丁目294番1 ◇風俗営業等の用途は禁止します。 ◇暴力団の事務所等の用途は禁止します。
入札参加申込 【第4】	申込：令和8年10月5日（月）から10月28日（水）まで （必着） 持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後4時 まで受付 場所：尾張旭市役所 総務部財政課管財係（北庁舎2階） ◇参加申込者からの質疑を10月28日午後4時まで受付します。
入札保証金 【第5】	入札保証金の納付 ◇入札保証金は入札金額の5%以上の金額です。事前に市所定の 納入通知書で納付してください。
入札 【第6】	入札：令和8年11月9日（月）から11月20日（金）まで 土・日を除く午前9時から午後4時まで受付 場所：尾張旭市役所 総務部財政課管財係（北庁舎2階） ◇入札書類を直接、持参してください。（郵送・FAX等は不可）
開札 【第7】	日時：令和8年11月25日（水） 午前10時から（午前9時30分開場） 会場：尾張旭市役所 302会議室（南庁舎3階）
売買契約 【第8】	売払決定通知書を受け取った日から30日以内に契約していただき ます。 ◇契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された者の 名義になります。
売買代金 【第9】	契約締結後30日以内に売買代金から契約保証金を差し引いた額 を納付していただきます。 ◇契約時に全額を一括納付した場合は、契約保証金は不要です。
所有権移転 【第10】	売買代金の全額を納付された時点で所有権移転登記の手続きを開 始し、現状有姿で引渡しをします。

第1 売却物件

通 番	所在地（尾張旭市）	登記地目	地積 （実測面積）	予定価格 （売却最低入札 価格）	物件調書 ページ数
1	北山町北新田35番2	宅地	166.16㎡ (166.16㎡)	15,386,000円	P12～17
2	北山町北新田35番8	宅地	166.16㎡ (166.16㎡)	14,489,000円	P18～23
3	瀬戸川町一丁目294番1	宅地	128.70㎡ (128.70㎡)	7,992,000円	P24～29

※売却最低入札価格未満での入札は、無効とします。

- 1 いずれも土地所有者は「尾張旭市」です。
- 2 申込みに当たっては、次の点に御注意ください。
 - (1) 上下水道、電気、都市ガス等の供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、本市では補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問合せの上、各自で対応してください。
 - (2) 現地見学会等は開催しません。売却物件への立入りを許可しますので、必ず各自で調査・確認を行ってください。
 - (3) 売却物件を使用する場合には、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を受けることとなりますので、入札参加希望者の計画に見合った利用の可否について、あらかじめ各自で関係機関に照会する等して十分に確認してください。
 - (4) 物件調書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合がありますので、必ず現地確認や諸規制を確認してください。なお、現状と差異が生じた場合には現状が優先されます。
 - (5) 売却物件は、現状有姿での引渡しとなります。立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・ブロック等の囲障・擁壁・井戸・地下埋設物・電線等地上・地下・空中工作物の補修・撤去・移設や、ゴミ集積場・電柱・街路灯・防犯灯・交通標識等の撤去・移設等の費用負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体の如何を問わず、一切本市では行いません。
 - (6) 越境物に関する隣接土地所有者との協議や電柱等の移設等については、全て落札者において行っていただきます。
 - (7) 物件調書と現況が相違している場合は、現況が優先します。落札者は、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符合しないことが後日発覚しても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することはできません。
 - (8) 現地調査の際には、地域住民の迷惑にならないように配慮してください。

第2 売払条件等

売払いに当たり、次の条件を付すものとします。

- (1) 公序良俗に反した用途での使用は認めない。
- (2) 建築等に当たり、尾張旭市宅地開発等指導要綱及び尾張旭市宅地開発等整備基準を始め、関係法令等を遵守すること。
- (3) 落札者が、売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の事務所の用に供すること並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びその構成員の活動の用に供することを禁ずる。
- (4) 本市から要請があった際は、随時の登記事項証明書等の提出、実地調査等に協力すること。

第3 参加資格

- 1 入札に参加できるのは、契約上の条件等を遵守できる個人又は日本の法律に基づく法人格を有する単独の法人企業です。
- 2 次に該当する者は、入札に参加することができません。
 - (1) 尾張旭市税を滞納している者
 - (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされている者
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生計画の認可を受けている者を除く。）
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者を除く。）
 - (5) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
 - (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者
 - (7) 尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年9月27日付け尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長締結）に規定する排除措置対象法人等及び愛知県暴力団排除条例（平成22年条例第34号）第2条第3号に該当する者。なお、入札参加申込者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む。）について、愛知県守山警察署へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。
 - (8) 本市と売買契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- 3 次に該当する者は参加者地位を喪失します。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵

触する行為をした者

- (2) 競争を制限する目的で他の参加者と市有地の譲受希望価格について相談等を行った者
- (3) 他の参加者の入札を妨害する等、公正な競争を阻害する行為があった者
- (4) 提出した書類等に、虚偽の記載があった者
- (5) 参加者が本市との信頼関係を破壊したと認められる行為があったと、本市が判断した者

4 その他留意事項

- (1) 入札参加申込書の提出をもって、本実施要領及び必要に応じて本市が提示する各種関係書類等の記載内容を承諾したものとみなします。
- (2) 応募に必要な一切の費用は、参加者の負担とします。
- (3) 使用言語は、日本語とします。
- (4) 長さ、面積等の数量単位は、原則としてメートル法を用います。

第4 入札参加申込

入札参加 申込期間	令和8年10月5日（月）から10月28日（水）まで（必着） 持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後4時まで	
申込先	〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1 尾張旭市役所 総務部財政課管財係（北庁舎2階）	
提出書類	(1) 入札参加申込書（期間入札） (2) 誓約書 (3) 添付書類	
	個人	住民票の写し
	法人	役員名簿、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
注意事項	※発行後3か月以内のもの	
	(4) 市税の納付状況等調査同意書	
	(1) 直接、尾張旭市役所財政課へ持参するか、一般書留又は簡易書留により郵送してください。 (2) <u>電話・FAX・電子メール等での参加申込はできません。</u> (3) 期限までに到達しない申込みや、入札参加申込書等に不備がある場合は、無効となりますので、事前に記載内容をよく確認してから提出してください。 (4) 提出された書類はお返ししません。提出書類の(3)添付書類に記載のある書類は、原本に加えてコピーを1部添付した場合に限り、入札書類提出時にお返しします。 (5) <u>入札参加者数等の照会はお受けできません。</u>	

入札参加申込時に入札保証金納付書類をお渡し又は郵送します。11月4日（水）を過ぎても書類が届かなかった場合は、尾張旭市総務部財政課管財係まで御連絡ください。

質疑及び回答

1 質疑者資格

入札参加申込者

2 質疑の方法

「実施要領等に関する質疑書」を用いて、入札参加申込書に記載したメールアドレスから送信してください。（それ以外での質疑は受け付けません。）

◎質疑先メールアドレス：zaisei@city.owariasahi.lg.jp

3 質疑の提出期間と回答日

入札参加申込日から令和8年10月28日（水）午後4時の受信まで質疑を受け付け、令和8年11月4日（水）までに、入札参加申込者全員に、電子メールにて回答します。（回答内容は、本実施要領の記載事項の補足、追加等とみなします。）

4 留意事項

- 質疑を行う場合は、電子メール送信前にウイルスチェックを必ず実施してください。
- 上記以外の期間・方法での質問には、回答しません。

第5 入札保証金

1 入札保証金の納付

- (1) 入札に参加される者は、入札までに入札金額の100分の5以上（1円未満の端数切上げ）の金額の入札保証金を納付していただきます。（売却最低入札価格の5%以上ではありませんので、御注意ください。）
- (2) 入札保証金は、市所定の「納入通知書」により納付してください。

2 入札保証金の払渡請求

- (1) 落札者以外の者の入札保証金は、あらかじめ提出した入札保証金払渡請求書に指定した口座（口座名義は申込者名義に限ります。）に振込みます。落札者の入札保証金は、売買契約締結後に返還します。落札者が契約を締結されない場合には、入札保証金は尾張旭市に帰属することとなります。
 （注） 落札者以外の者には入札保証金を返還いたしますが、手続きに期間を要しますので、御了承ください。
- (2) 入札保証金に利子は付けません。
- (3) 落札者からの申し出により、入札保証金は売買代金の一部に充当することができます。（入札保証金払渡請求書は、入札の際に御提出ください。）

第6 入 札

入 札 期 間	令和8年11月9日（月）から11月20日（金）まで 午前9時から午後4時まで（土・日を除く。）
入 札 場 所	尾張旭市東大道町原田2600番地1 尾張旭市役所 総務部財政課管財係（北庁舎2階）
提 出 書 類	(1) 入札書（期間入札） (2) 印鑑登録証明書（個人）又は印鑑証明書（法人）の原本 (3) 入札保証金納入通知書兼領収書の写し (4) 入札保証金払渡請求書 (5) 委任状（代理人によって入札される者のみ必要です。入札者が個人で、同居の家族が入札する場合や、入札者が法人で、その社員が入札する場合は必要ありません。）
注 意 事 項	(1) <u>直接、入札場所へ持参してください。</u> (2) 電話・郵送・FAX・電子メール等での入札はできません。 (3) 持参した方の運転免許証等の本人確認書類（入札者が法人で持参した方が当該法人の社員の場合は、名刺又は社員証）を確認します。 (4) 入札書の記載に不備がある場合は、無効となりますので、事前に記載内容をよく確認してから提出してください。 (5) 提出された書類は、一切お返しできませんので御了承ください。 (6) <u>入札参加者数等の照会は、お受けできません。</u>
入 札	<u>物件ごとに入札書を封筒に入れ封印し、入札期間内に他の提出書類を添えて「財政課管財係」へ提出してください。</u>

第7 開 札

開 札	日時：令和8年11月25日（水） 午前10時から（受付開始：午前9時30分） 会場：尾張旭市東大道町原田2600番地1 尾張旭市役所 302会議室（南庁舎3階） ※開札に参加する方は会場に隣接する303会議室で受付を行います。
-----	---

1 開 札

- (1) 開札は、入札者の面前で行います。
- (2) 入札者のうち売却最低入札価格以上で最高価格の入札をした者を落札者とします。
- (3) 最高価格の入札者が複数あるときは、直ちにくじを引いていただき落札者を決定します。（該当者が開札会場に来場していない場合等は、この入札事務を担当しない職員が代わりにくじを引きます。）

2 開札への参加（参加は自由です。）

- (1) 入札参加申込書の写し（受付印済）を受付に提示してください。
- (2) 入札参加者又はその代理人でなければ入場することはできません。
- (3) 開札は売却物件1から順に行い、物件ごとに入札参加者の入退場を行います。
入札参加していない売却物件の開札中は、303会議室でお待ちいただきます。
- (4) 開札結果は、開札後、入札者全員に郵送にて通知します。
- (5) 電話等による開札結果の照会は、身元確認ができないためお断りします。

第8 売買契約の締結

1 契約の説明

- (1) 落札者には、開札終了後、売買契約の手続き等について説明します。
- (2) 落札者が、開札に来場していない場合は、別途日時を指定して行います。

2 契約手続

- (1) 落札者には、開札終了後に売払決定通知書等の関係書類を郵送します。
- (2) 契約締結期限は、売払決定通知書を受け取った日から30日以内です。それまでに売買契約を締結されない場合には、落札者の資格を取消します。この場合、納付された入札保証金は尾張旭市に帰属することとなります。
- (3) 契約予定日の決定後、売買契約書、納入通知書等の契約関係書類をお渡ししますので、事前に契約を希望する日を「財政課管財係」まで連絡してください。
- (4) 売買契約書に貼付する収入印紙（印紙税）は、落札者の負担となります。
- (5) 売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載されている者の名義で行います。
- (6) 売買契約は、実測面積で行います。

3 契約内容の公表

契約締結後、その契約内容（物件所在地、地目、地積、契約締結日、契約金額、契約の相手方）を尾張旭市ホームページで公表します。

第 9 売買代金の納付

- 1 売買代金の納付方法は、次のいずれかの方法によります。
 - (1) 売買契約の締結と同時に売買代金の全額を納付する方法
 - (2) 売買契約の締結前に売買代金の 1 割以上（1 円未満の端数切上げ）の契約保証金を納付し、契約締結の日から 30 日以内に売買代金から契約保証金を差し引いた額を納付する方法
- 2 契約保証金の取扱いは次のとおりです。
 - (1) 契約保証金は、売買代金に充当するものとします。
 - (2) 契約保証金には利子を付けません。
 - (3) 契約保証金は、市所定の「納入通知書」により納付してください。
 - (4) 契約保証金は、売買代金の残金が納期限までに納付されなかった場合には、尾張旭市に帰属することとなります。また、この場合には契約を解除します。
- 3 入札に当たっては、あらかじめ金融機関と相談される等、十分な資金計画を立ててください。

第 10 所有権移転等

- 1 所有権移転
売買代金の全額が納付されると同時に売却物件の所有権を移転します。
- 2 引渡し
所有権の移転と同時に現状有姿で引渡します。
- 3 所有権移転登記
 - (1) 売買代金の全額納付後、尾張旭市において所有権移転登記の手続きを行います。
 - (2) 所有権移転登記については登記簿に記録されている地積で行い、実測面積と登記簿に記録されている地積との間に不一致が生じて、市は地積更正登記をする義務を負いません。
 - (3) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札物件を買受けた者（以下「買受人」といいます。）の負担となります。
 - (4) 買受人には、登記に必要な次の書類を提出していただきます。

住 所 証 明 書	個人の場合⇒住民票の写し（1 通） 法人の場合⇒現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（1 通） ※入札時に提出された住民票の写し等に記載された内容に変更がない場合は、提出の必要はありません。
登録免許税の 納付領収書	税額を記入した国税納付書をあらかじめお渡ししますので、金融機関で納付してください。

- (5) 入札後、所有権移転登記をする前に住所等を変更された場合は直ちに御連絡ください。

4 固定資産税等について

買受人には、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税が課税されます。詳しくは、次へお問合せください。

- ・固定資産税及び都市計画税

尾張旭市役所総務部税務課まで 電話 0561 (76) 8118 (直通)

- ・不動産取得税

愛知県東尾張県税事務所まで 電話 0568 (81) 3769

5 実地調査

契約条件の履行状況を把握するため、尾張旭市は随時に売却物件を実地調査し、又は買受人に必要な報告を求めることができるものとします。この場合、買受人は協力する義務を負います。

よくある質問

Q 1 複数の売却物件に入札してもよいですか。

A 1 差支えありません。

ただし、落札者となった後に落札を辞退することはできませんので御注意ください。やむを得ず辞退する場合、落札者の資格取消となり、納付された入札保証金は尾張旭市へ帰属され、お返しできません。

Q 2 複数名共有（例：夫婦、親子など）で参加申込したい場合、どのように手続きすればよいですか。

A 2 入札参加申込書等の申込者の欄に、申込希望者全員の住所、氏名等の必要事項を記入して提出してください。

なお、その場合には、各申込希望者の希望持分（例：3分の1、2分の1など）を必ず記載してください。落札者となった場合、その希望持分に応じて契約を行い、所有権を当該希望持分に応じて移転します。

Q 3 実際に入札するかどうか決めかねていますが、入札参加申込してもよいですか。

A 3 差支えありません。ただし、入札しなかったとしても提出していただいた書類はお返しできませんので御了承ください。

Q 4 入札参加申込前に売却物件について質問してもよいですか。

A 4 質疑は入札参加申込者のみ受け付けています。（P 6 参照）

なお、建築規制、道路幅員等、御自身で調査可能な事項を御自身で調査することを妨げるものではありません。

Q 5 今回の入札で入札参加申込及び落札者がいなかった場合、どうなりますか。

A 5 入札によらず期間を定め、一定期間内において先着順により売却します。
その場合は、市ホームページ等でお知らせします。

Q 6 今後の市有地売却予定等を教えてください。

A 6 決定又は予定している市有地売却情報については、市ホームページ（「市有地売却」で検索又はページID 「3291」で検索）でお知らせしています。

◇附属資料 1

物件調書	P 1 2～2 9
売却物件 1	P 1 2～1 7
売却物件 2	P 1 8～2 3
売却物件 3	P 2 4～2 9

◇附属資料 2

実施要領等に関する質疑書	P 3 0
--------------------	-------

◇附属資料 3

土地売買契約書（案）	P 3 1～3 5
------------------	-----------

●物件調書

(売却物件 1)

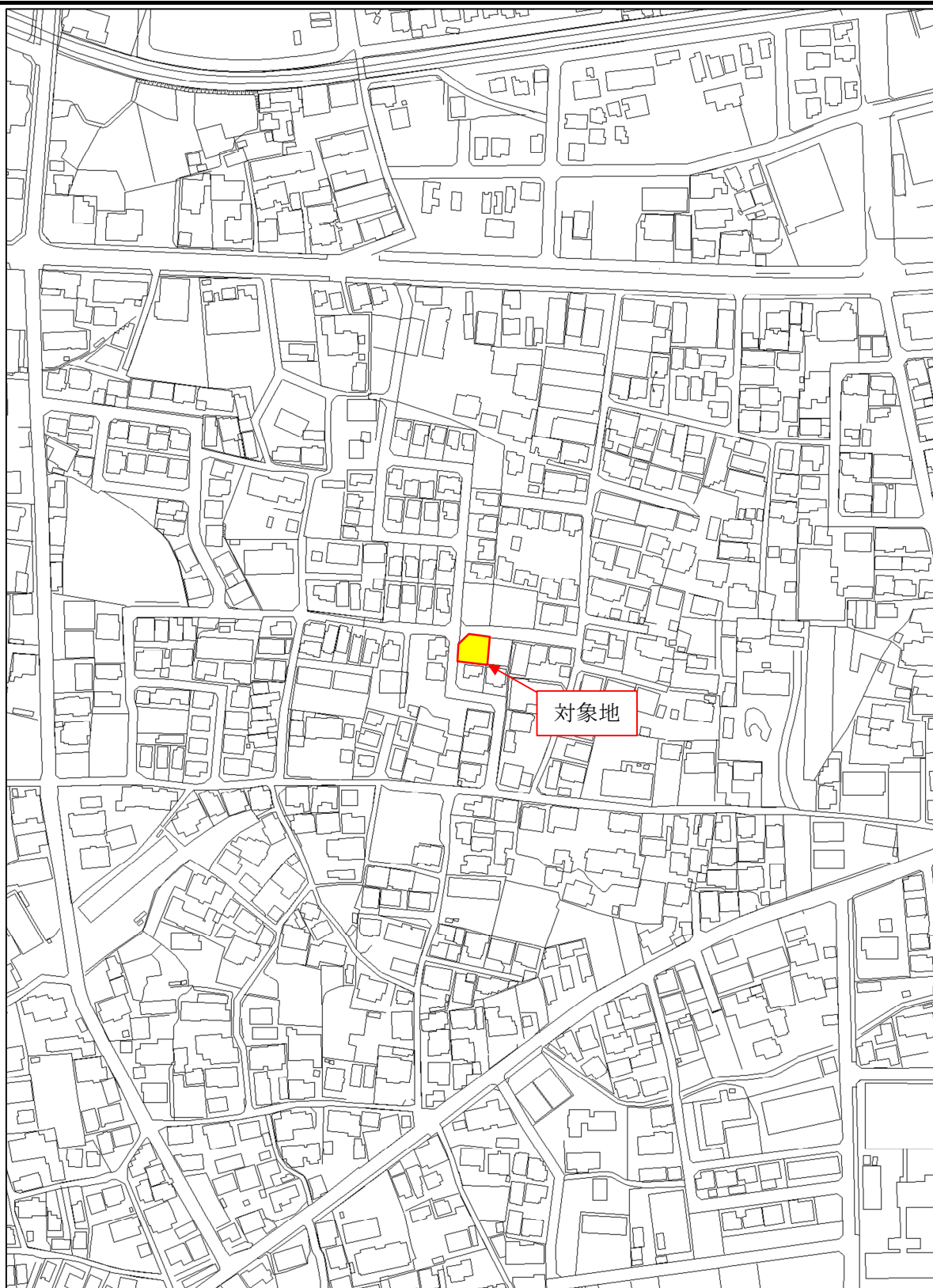
(附属資料 1)

所 在 地	尾張旭市北山町北新田 3 5 番 2			
売 却 の 状 態 (現 状 有 姿)	更地にて売却			
周 辺 土 地 利 用 の 状 況	当該地の周辺地域は、戸建住宅が建並ぶ住宅地域です。			
敷 地 面 積 (実 測)	1 6 6 . 1 6 m ² (1 6 6 . 1 6 m ²)			
敷 地 の 状 況	別紙地積測量図（縮小図）のとおり			
鉄 道 バ ス	名古屋鉄道瀬戸線「尾張旭」駅まで徒歩 1 5 分（約 8 5 0 m） 市営バスあさび一号「北山町北山」停留所まで徒歩 6 分（約 4 0 0 m）			
近 隣 施 設	旭小学校まで徒歩約 8 分（約 5 5 0 m） 東中学校まで徒歩約 8 分（約 5 5 0 m） 西山保育園まで徒歩約 1 1 分（約 8 0 0 m） コンビニ（ファミリーマート南原山町店）まで徒歩約 8 分（約 5 5 0 m） スーパー（フィール三郷店）まで徒歩約 1 0 分（約 7 0 0 m）			
道 路	北側 幅員 6 m 舗装 市道（北山 3 6 号線） 建築基準法第 4 2 条第 1 項第 1 号道路 西側 幅員 6 m 舗装 市道（北山 3 2 号線） 建築基準法第 4 2 条第 1 項第 1 号道路			
上 水 道	尾張旭市上水道（北側道路及び西側道路に配管あり。敷地内に引込管なし。）			
下 水 道 (分 流 式)	・ 公共下水道供用開始区域外（敷地内に取付管なし。） ※令和 9 年 4 月に供用開始予定。 ・ 雨水は、北側道路又は西側道路の側溝へ流してください。			
都 市 ガ ス	西側道路に配管あり ※ 詳細は、東邦ガス(株)瀬戸営業所へお問合せください。			
電 力	西側道路に配線あり ※ 詳細は、中部電力パワーグリッド(株)旭名東支社へお問合せください。			
法 規 制 等	用 途 地 域	第一種住居地域		
	建 ぺ い 率	6 0 %	容 積 率	2 0 0 %
	そ の 他	防火地域指定なし（建築基準法第 2 2 条） 高度地区（2 3 m）、居住誘導区域、都市機能誘導区域、宅地造成等工事規制区域		
そ の 他	・ 過去の住宅地図等による地歴調査の結果、土壌汚染の原因となるような施設が建設された履歴は確認できませんでした。また、現地調査の結果、不自然な盛土、表土の変色等は認められず、臭気の発生や植物への被害等も確認できませんでした。なお、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設に該当していませんので、土壌汚染に関する地質調査は行っていません。 ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれていません。 ・ 道路隅切部分からの車両乗入れはできません。 ・ 北側道路の側溝に蓋掛けする場合は、尾張旭市役所土木管理課への道路工事施行承認の手続きが必要です。			

※ 物件の概要を把握するための参考資料です。現況を優先します。

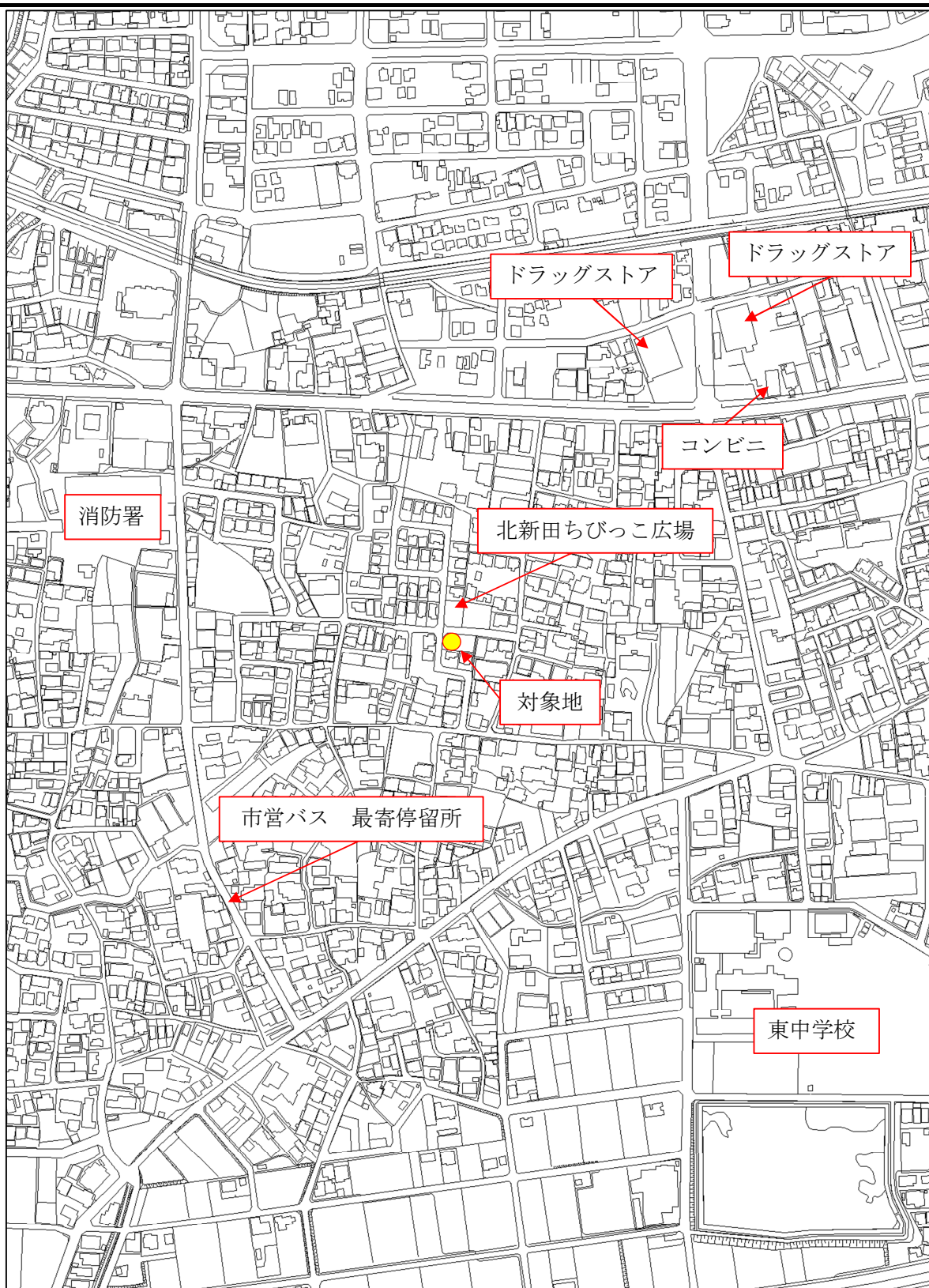
現地及び諸規制等については、必ず各自で調査確認を行ってください。

位 置 図 (S=1/2500)



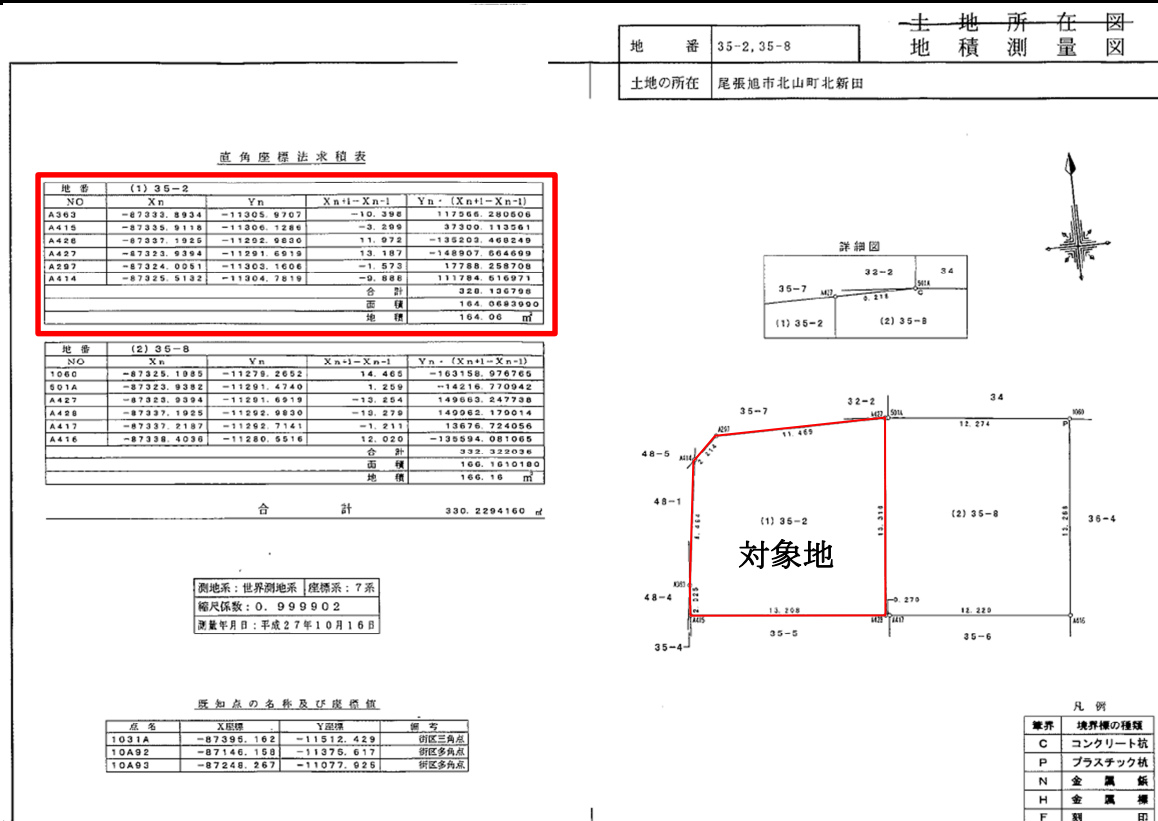
※現況と異なる場合があります。

位 置 図 (広域図)

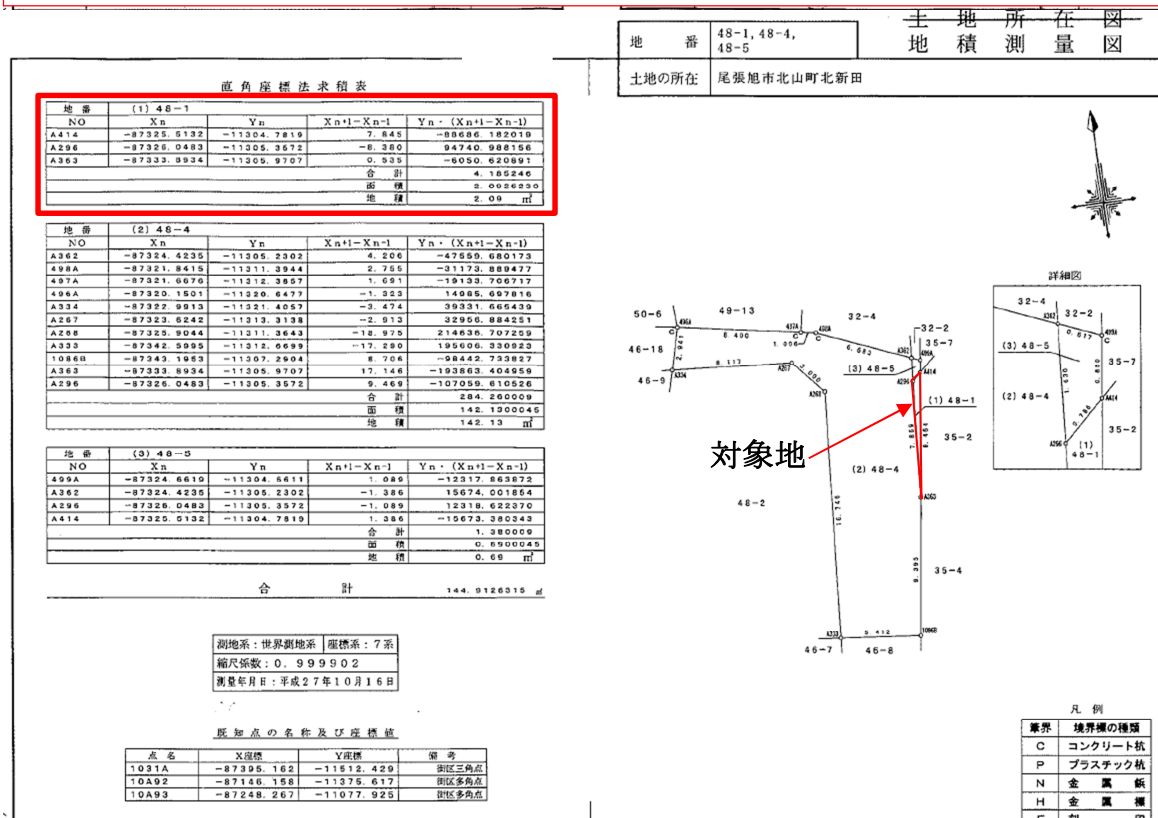


※現況と異なる場合があります。

地積測量図 (縮小図)

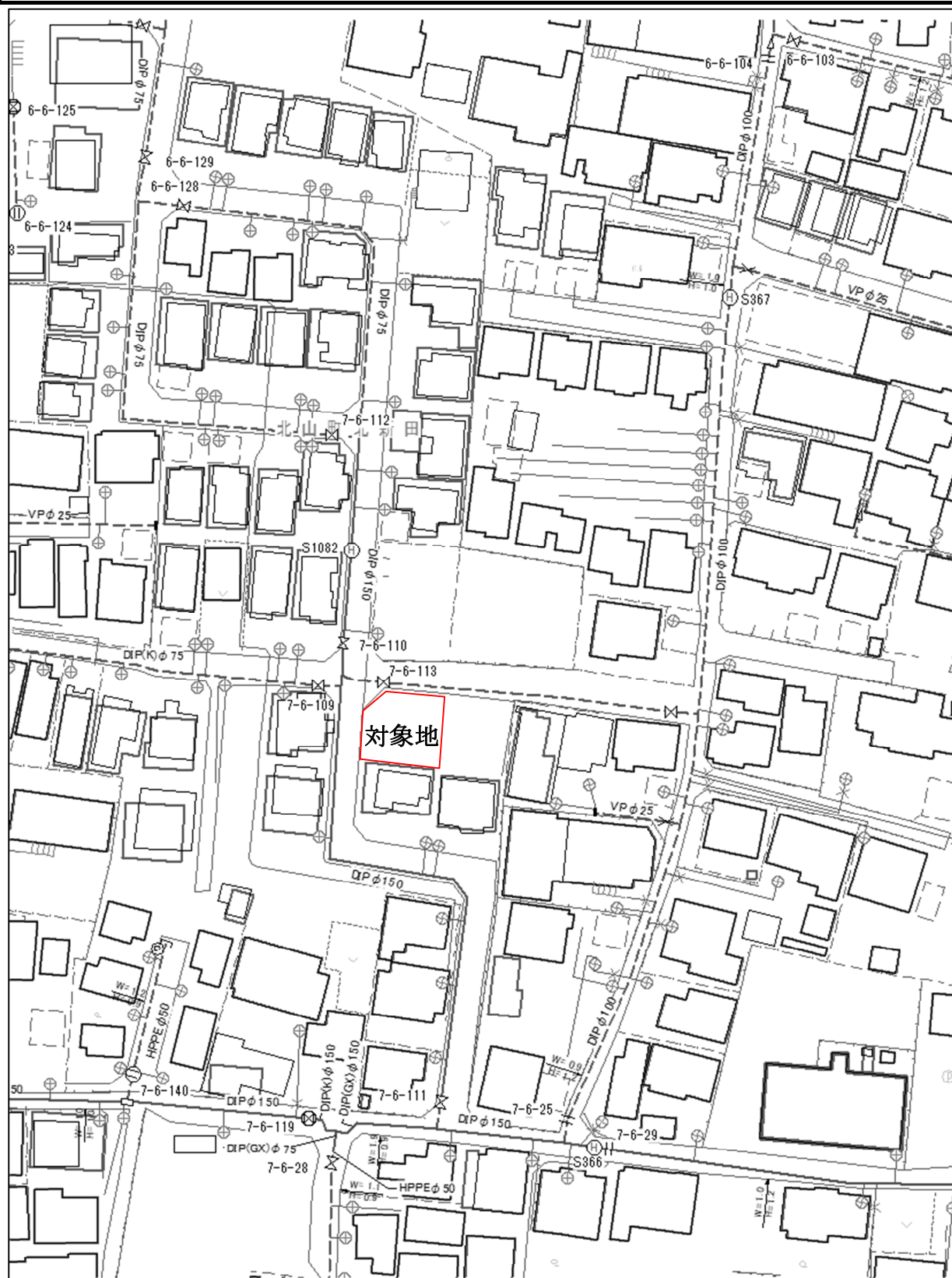


※平成28年12月12日に35-2と48-1を合筆しています。

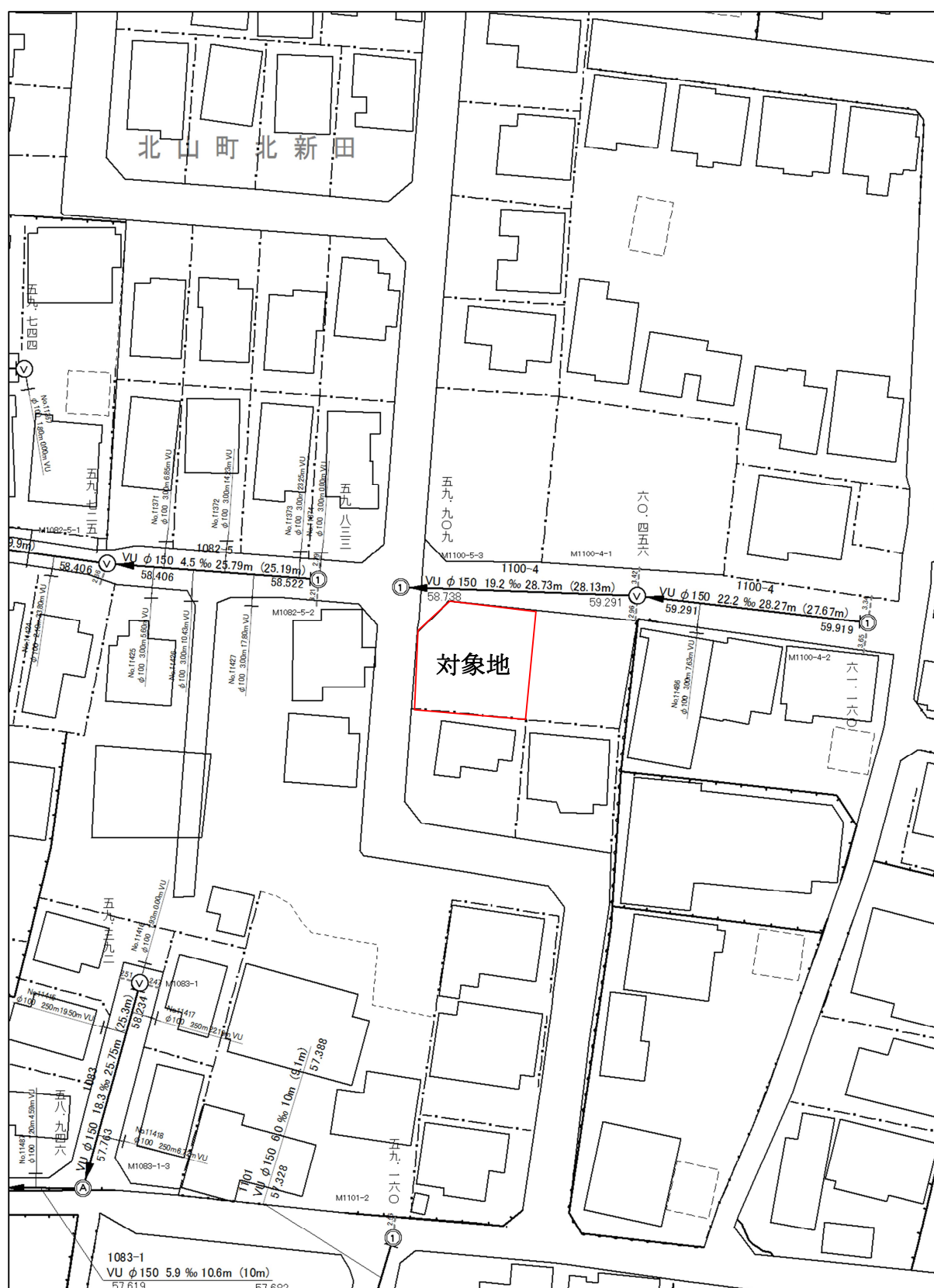


※平成28年12月12日に35-2と48-1を合筆しています。

上水管等配置図



下水管等配置図



●物件調書

(売却物件2)

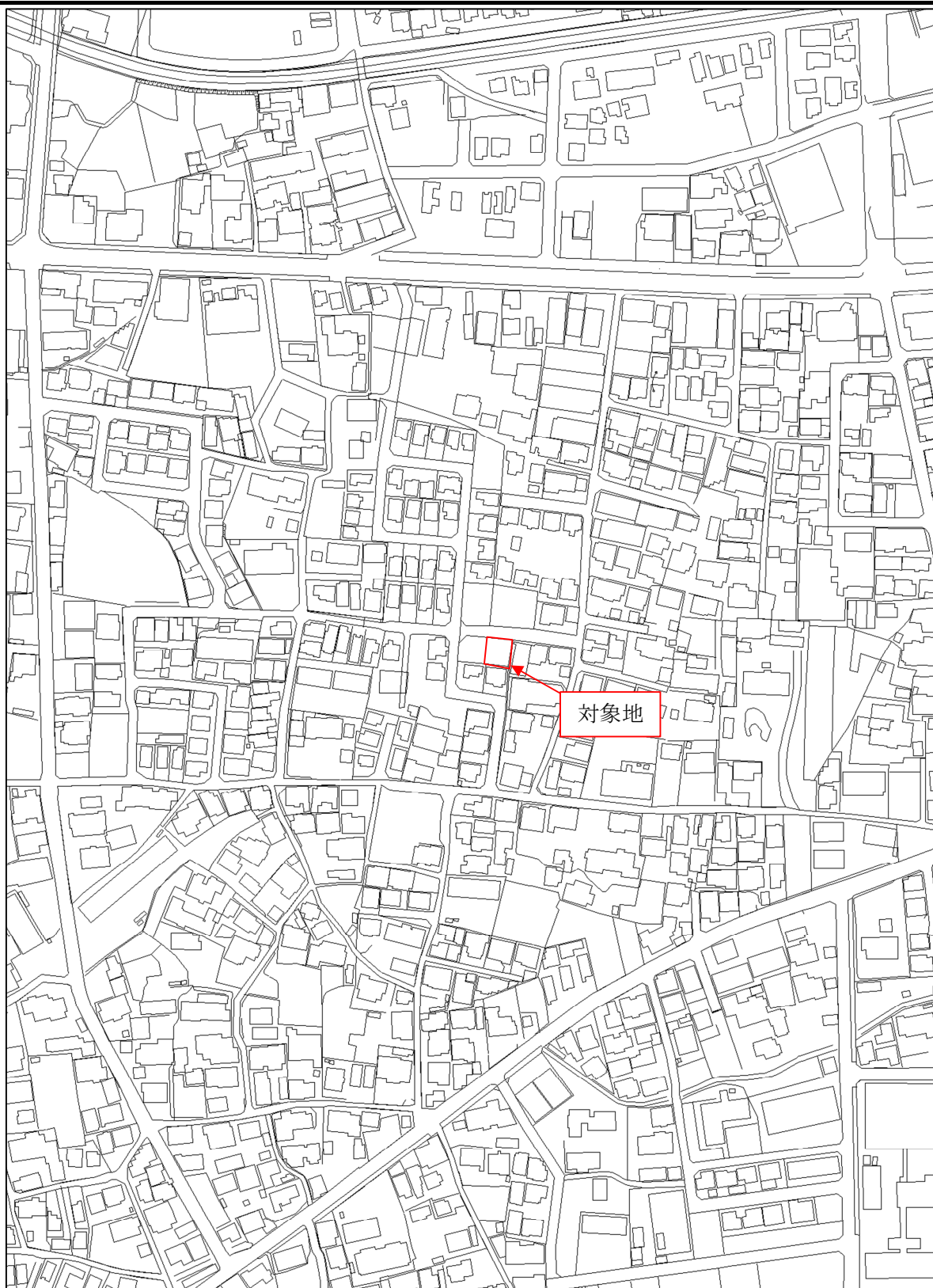
(附属資料1)

所 在 地	尾張旭市北山町北新田 3 5 番 8		
売 却 の 状 態 (現 状 有 姿)	更地にて売却		
周 辺 土 地 利 用 の 状 況	当該地の周辺地域は、戸建住宅が建並ぶ住宅地域です。		
敷 地 面 積 (実 測)	1 6 6 . 1 6 m ² (1 6 6 . 1 6 m ²)		
敷 地 の 状 況	別紙地積測量図 (縮小図) のとおり		
鉄 道 バ ス	名古屋鉄道瀬戸線「尾張旭」駅まで徒歩 1 5 分 (約 8 5 0 m) 市営バスあさび一号「北山町北山」停留所まで徒歩 6 分 (約 4 0 0 m)		
近 隣 施 設	旭小学校まで徒歩約 8 分 (約 5 5 0 m) 東中学校まで徒歩約 8 分 (約 5 5 0 m) 西山保育園まで徒歩約 1 1 分 (約 8 0 0 m) コンビニ (ファミリーマート南原山町店) まで徒歩約 8 分 (約 5 5 0 m) スーパー (フィール三郷店) まで徒歩約 1 0 分 (約 7 0 0 m)		
道 路	北側 幅員 6 m 舗装 市道 (北山 3 6 号線) 建築基準法第 4 2 条第 1 項第 1 号道路		
上 水 道	尾張旭市上水道 (北側道路に配管あり。敷地内に引込管なし。)		
下 水 道 (分 流 式)	・公共下水道供用開始区域外 (敷地内に取付管なし。) ※令和 9 年 4 月に供用開始予定。 ・雨水は、北側道路の側溝へ流してください。		
都 市 ガ ス	配管なし ※ 詳細は、東邦ガス(株)瀬戸営業所へお問合せください。		
電 力	西側道路に配線あり ※ 詳細は、中部電力パワーグリッド(株)旭名東支社へお問合せください。		
法 規 制 等	用 途 地 域	第一種住居地域	
	建 ぺ い 率	6 0 %	容 積 率 2 0 0 %
	そ の 他	防火地域指定なし (建築基準法第 2 2 条) 高度地区 (2 3 m) 、居住誘導区域、都市機能誘導区域、宅地造成等工事規制区域	
そ の 他	・過去の住宅地図等による地歴調査の結果、土壌汚染の原因となるような施設が建設された履歴は確認できませんでした。また、現地調査の結果、不自然な盛土、表土の変色等は認められず、臭気の発生や植物への被害等も確認できませんでした。なお、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設に該当していませんので、土壌汚染に関する地質調査は行っていません。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれていません。 ・北側道路の側溝に蓋掛けする場合は、尾張旭市役所土木管理課への道路工事施行承認の手続きが必要です。		

※ 物件の概要を把握するための参考資料です。現況を優先します。

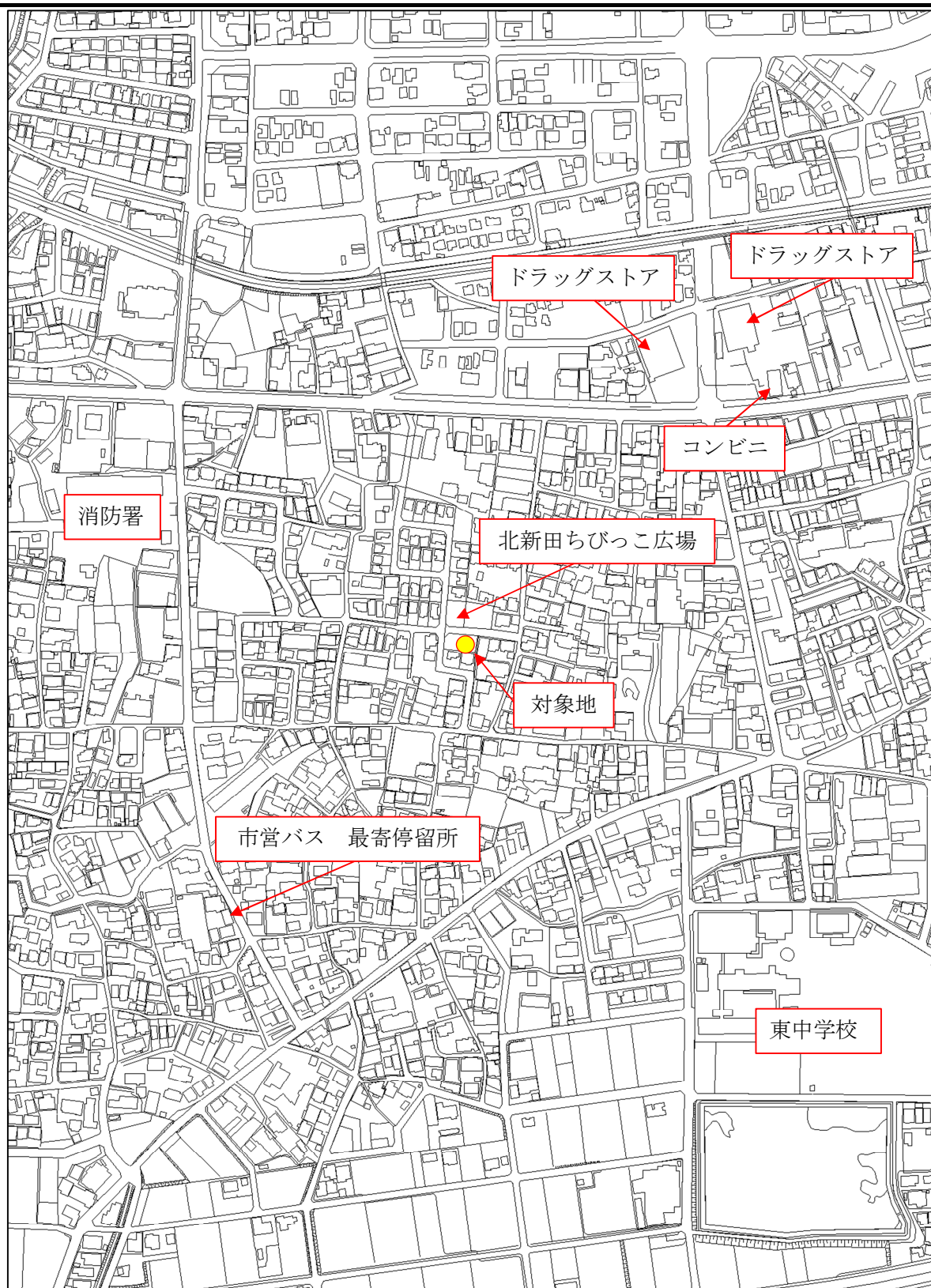
現地及び諸規制等については、必ず各自で調査確認を行ってください。

位 置 図 (S=1/2500)



※現況と異なる場合があります。

位 置 図 (広域図)



※現況と異なる場合があります。

地積測量図 (縮小図)

地番	35-2, 35-8
土地の所在	尾張旭市北山町北新田

主地所在図
地積測量図

直角座標法求積表

地番	(1) 35-2			
NO	X _n	Y _n	X _{n+1} -X _n -1	Y _{n+1} -(X _{n+1} -X _n -1)
A363	-87333.8934	-11305.9707	-10.398	117266.280506
A415	-87335.9118	-11306.1288	-3.259	37300.113561
A426	-87337.1925	-11302.9830	11.972	-135203.468249
A227	-87323.2594	-11291.6515	13.187	-149907.264609
A297	-87324.0051	-11303.1606	-1.573	17788.258708
A414	-87325.5132	-11304.7819	-9.888	111784.516971
			合計	328.136796
			面積	164.0683960
			地積	164.06 m ²

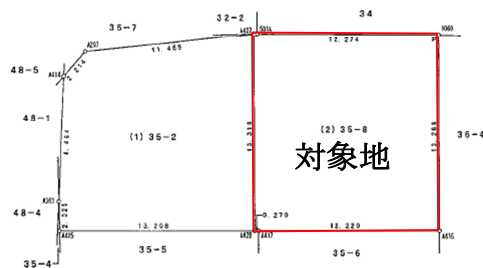
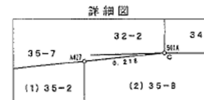
地番	(2) 35-8			
NO	X _n	Y _n	X _{n+1} -X _n -1	Y _{n+1} -(X _{n+1} -X _n -1)
1060	-87325.1985	-11279.2652	14.465	-163158.976765
501A	-87323.9382	-11291.4740	1.259	-14216.770942
A427	-87323.9394	-11291.6919	-13.204	149663.247736
A428	-87337.1925	-11292.9830	-13.278	149962.170014
A417	-87337.2187	-11292.7141	-1.211	13676.724056
A416	-87338.4036	-11280.5516	12.020	-135594.081065
			合計	332.322036
			面積	166.1610180
			地積	166.16 m ²

合計 330.2294160 m²

測地系：世界測地系 座標系：7系
縮尺係数：0.999902
測量年月日：平成27年10月16日

既知点の名称及び座標値

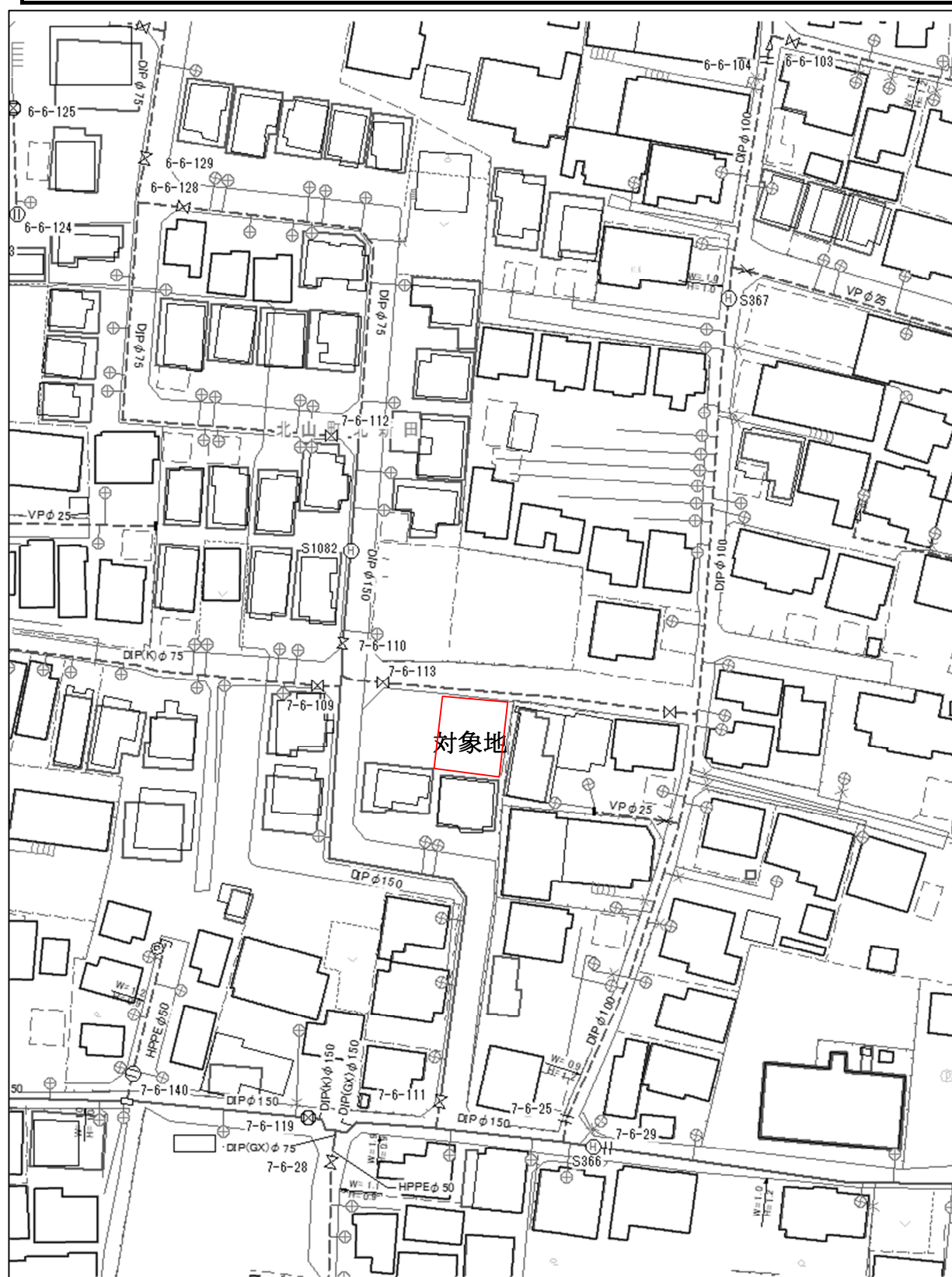
点名	X座標	Y座標	備考
1031A	-87395.162	-11512.429	街区三角点
10A52	-87146.158	-11375.617	街区多角点
10A93	-87248.267	-11077.925	街区多角点



凡例

境界	境界線の種類
C	コンクリート杭
P	プラスチック杭
N	金属板
H	金属標
F	刷印

上水管等配置図



下水管等配置図



●物件調書

(売却物件3)

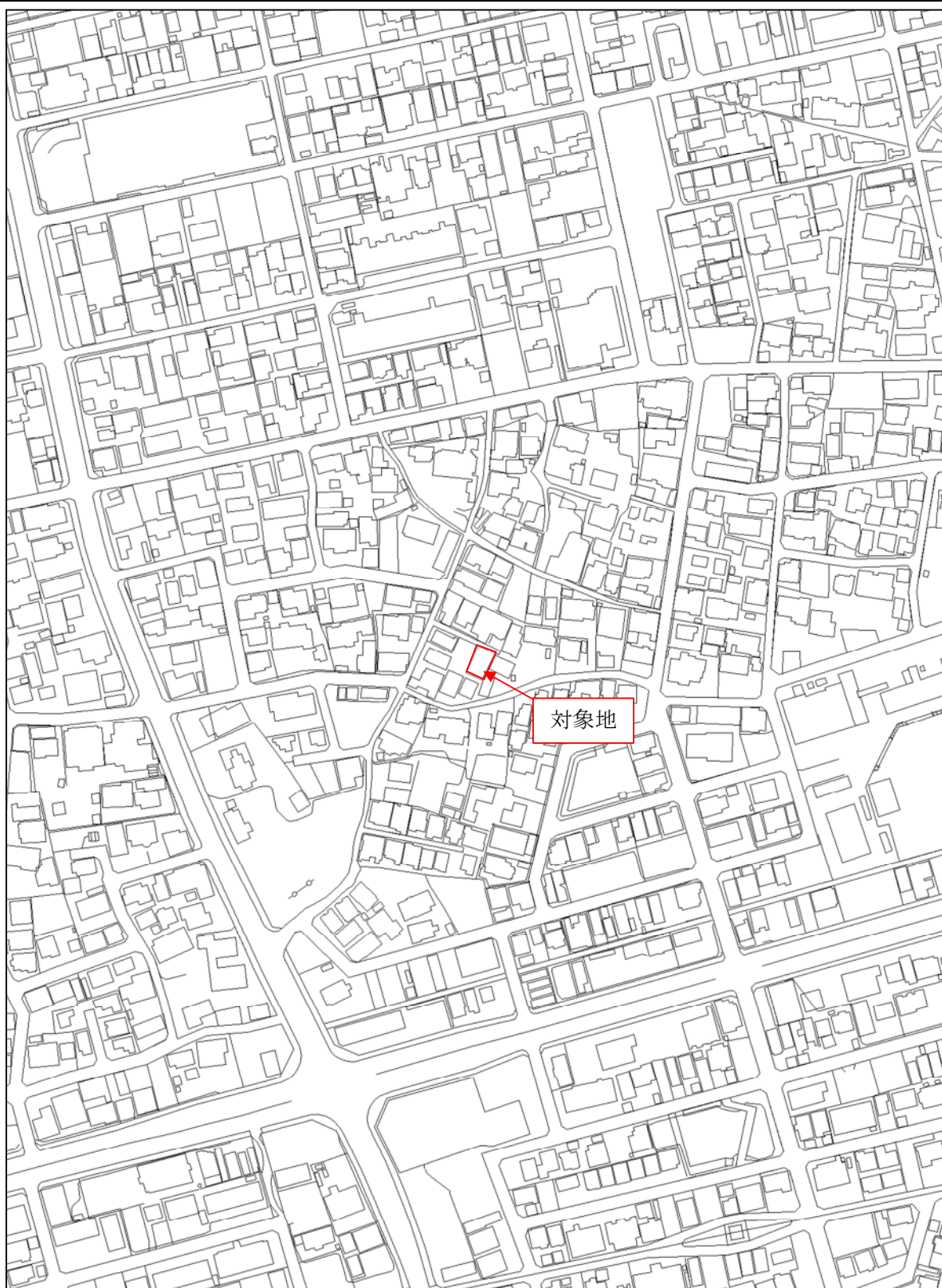
(附属資料1)

所在地	尾張旭市瀬戸川町一丁目294番1		
売却の状況 (現状有姿)	更地にて売却		
周辺土地利用の状況	当該地の周辺地域は、戸建住宅が建並ぶ住宅地域です。		
敷地面積 (実測)	128.70㎡(128.70㎡)		
敷地の状況	別紙確定測量図(縮小図)のとおり		
鉄道 バス	名古屋鉄道瀬戸線「三郷」駅まで徒歩10分(約650m) 市営バスあさび一号「東部市民センター」停留所まで徒歩3分(約200m)		
近隣施設	三郷小学校まで徒歩約4分(約300m) 東中学校まで徒歩約16分(約1.1km) 東部保育園まで徒歩約7分(約500m) コンビニ(セブンイレブン狩宿新町店)まで徒歩約10分(約700m) スーパー(カネスエ中井田店)まで徒歩約7分(約450m)		
道路	北側 幅員3.3m 未舗装 市管理道路(認定外道路) 建築基準法第42条第2項 ※対象地はセットバック完了済み		
上水道	尾張旭市上水道(北側道路に配管あり。敷地内に引込管なし。)		
下水道 (分流式)	・公共下水道供用開始区域内(北側道路に本管あり。敷地内に取付管なし。) ・雨水は、北側道路内北東箇所に敷設されている雨水管へ接続又は対象地前面から西側の市道井田瀬戸川7号線まで側溝を敷設してください。 (詳細は、尾張旭市役所土木管理課へお問合せください。)		
都市ガス	北側道路に配管あり ※ 詳細は、東邦ガス(株)瀬戸営業所へお問合せください。		
電力	北側道路に配線あり ※ 詳細は、中部電力パワーグリッド(株)旭名東支社へお問合せください。		
法規制等	用途地域	第2種中高層住居専用地域	
	建ぺい率	60%	容積率 200%
	その他	防火地域指定なし(建築基準法第22条) 高度地区(20m)、居住誘導区域、都市機能誘導区域、宅地造成等工事規制区域	
その他	・過去の住宅地図等による地歴調査の結果、土壌汚染の原因となるような施設が建設された履歴は確認できませんでした。また、現地調査の結果、不自然な盛土、表土の変色等は認められず、臭気の発生や植物への被害等も確認できませんでした。なお、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設に該当していませんので、土壌汚染に関する地質調査は行っていません。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれていません。 ・北側道路内北東箇所に敷設されている雨水管へ雨水を排水する場合は、尾張旭市役所土木管理課への公共用物使用許可の手続きが必要です。 ・北側道路内に側溝を敷設する場合は、尾張旭市役所土木管理課への道路工事施工承認の手続きが必要です。		

※ 物件の概要を把握するための参考資料です。現況を優先します。

現地及び諸規制等については、必ず各自で調査確認を行ってください。

位 置 図 (S=1/2500)



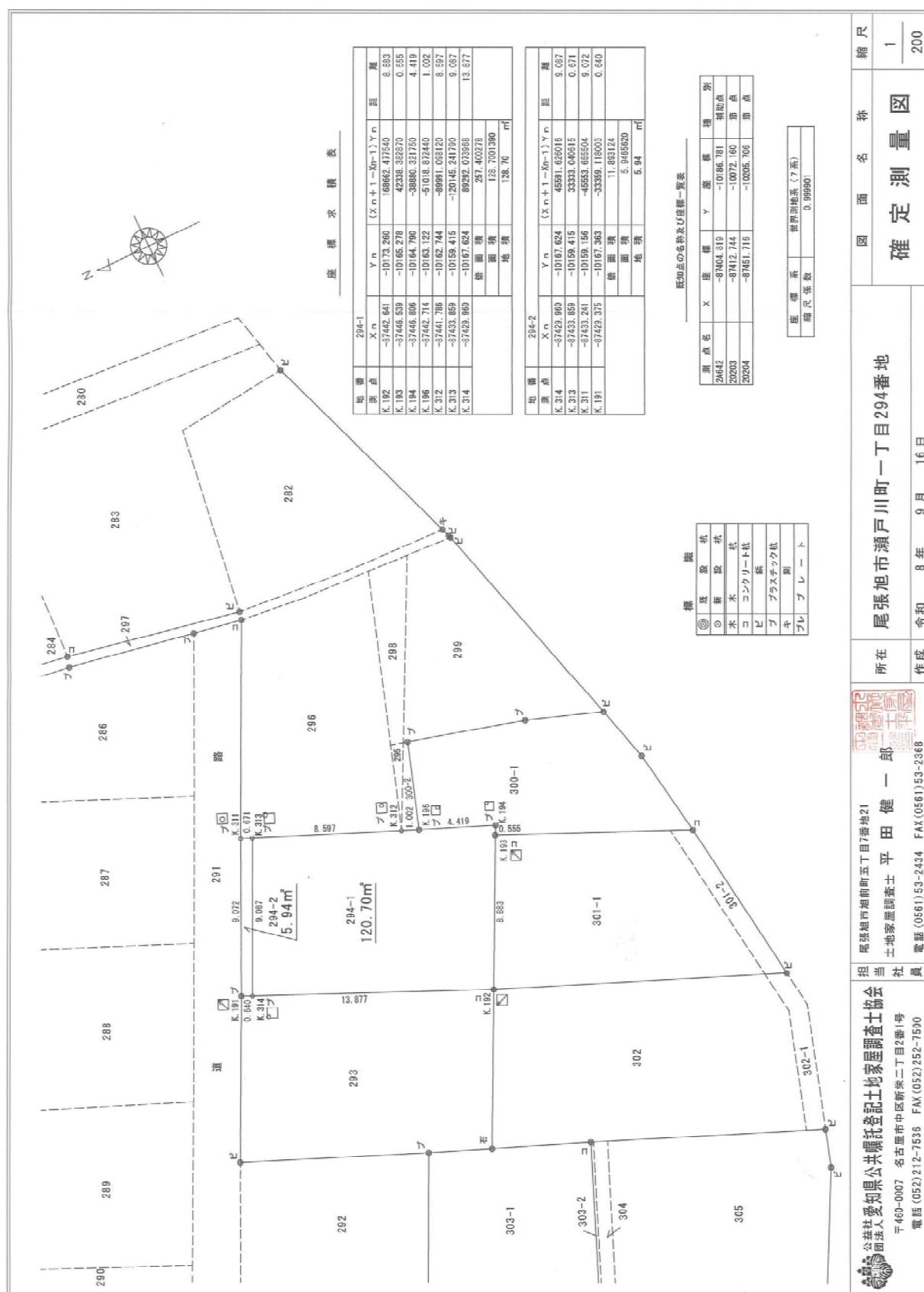
※現況と異なる場合があります。

位 置 図 (広域図)

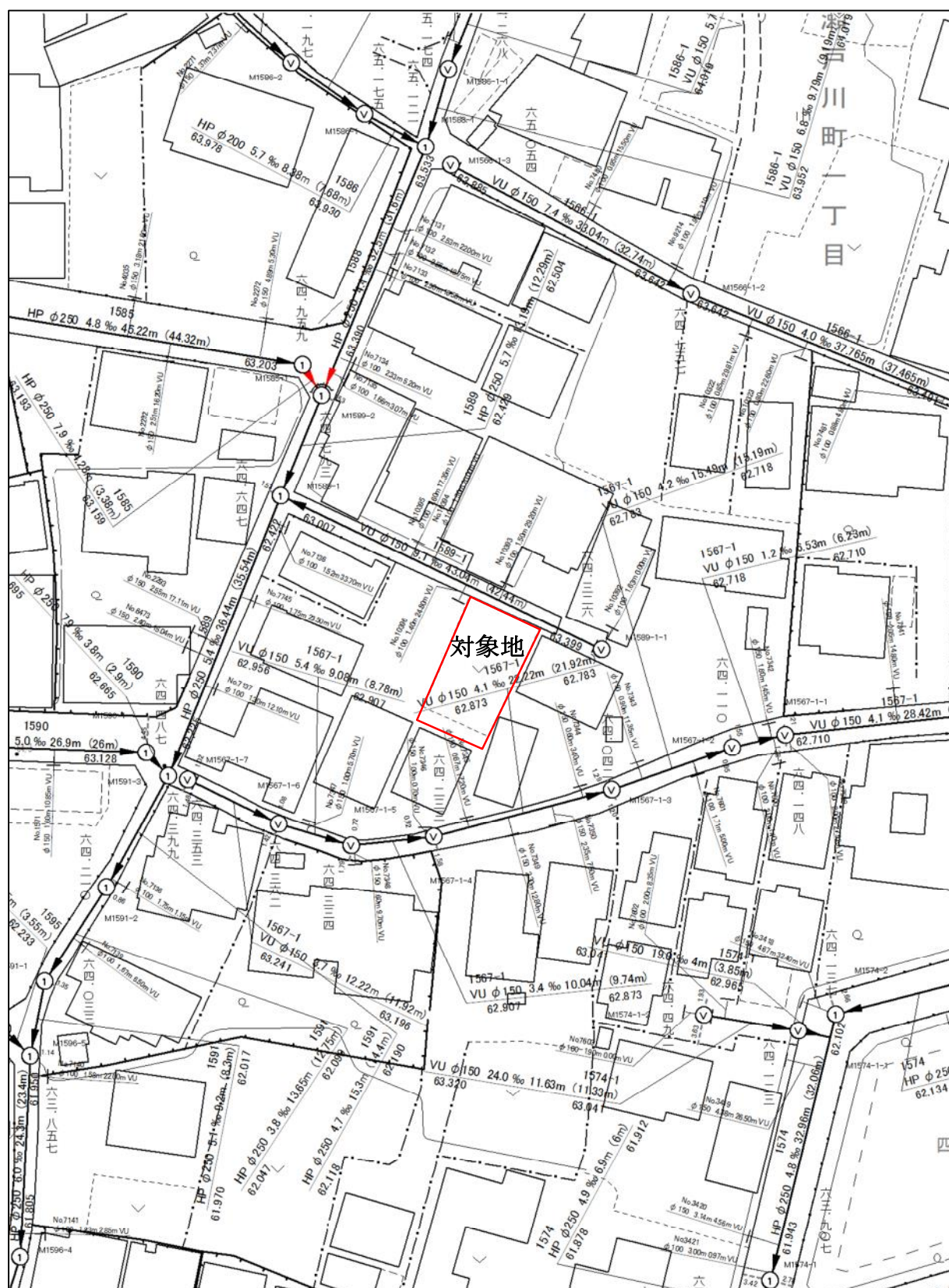


※現況と異なる場合があります。

確定測量図 (縮小図)



下水管等配置図



実施要領等に関する質疑書

提出日：令和 年 月 日

個人・法人名	
担当者名	

番号	実施要領 の頁数	項 目	質 疑 内 容
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※ 質疑が多い場合には適宜行を挿入してください。

送信電子メールアドレス：zaisei@city.owariasahi.lg.jp

提出期間は、入札参加申込日から令和8年10月28日(水) 午後4時の受信まで

土 地 売 買 契 約 書 (案)

土地の売買について、売渡人 尾張旭市 (以下「甲」という。)と買受人 ●●●● (以下「乙」という。)との間において、次の条項により契約を締結する。

(売買物件)

第1条 甲は、末尾に記載する売買物件内訳表に記載の土地を現状有姿のまま乙に売渡し、乙はこれを買受けるものとする。

(売買代金)

第2条 売買代金は、金●●●●●●円とする。

(契約保証金)

第3条 乙は、本契約を締結しようとするとき、契約保証金として金●●●●●●円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 第1項の契約保証金は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

(売買代金の納付)

第4条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金●●●●●●円を、甲の発行する納入通知書により令和●年●月●日までに納付しなければならない。

(所有権の移転)

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の全額を納付したとき乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第6条 売買物件の甲から乙への引渡しは、前条の所有権の移転と同時に、現地引渡しの手続きを省略し、現状有姿のままこれを完了したものとする。

(所有権移転登記等)

第7条 第5条の規定により所有権が移転した後、甲は、遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を嘱託する。

2 所有権移転登記に必要な登録免許税その他一切の費用は、全て乙の負担とする。

3 乙は、甲がこの土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類、その他甲が必要と認めて提出を求めた書類を直ちに甲に提出するものとする。

(危険負担)

第8条 乙は、本契約締結のときから第6条の規定により引渡されるまでの間において、当該物件が甲の責めに帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、甲に対して売買代金の減免又は契約の解除を請求することができない。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

2 甲の責任の範囲（賠償額）は、売買代金の額を限度とする。

(禁止事項等)

第10条 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業又は同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら所有権を第三者に移転若しくは貸してはならない。

2 乙は、売買物件を暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら所有権を第三者に移転若しくは貸してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、前条の規定に関し必要があると認めるときは、乙に対し、売買物件を調査し、又は登記事項証明書等の参考となるべき資料の提出若しくは報告を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は資料の提

出若しくは報告を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、第10条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第16条に定める損害賠償額の予定又は一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、及び契約の締結又は履行について不正な行為があったときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(返還金等)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利子を付けない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費及びその他一切の費用は返還しない。

(原状回復義務)

第15条 乙は、第13条の規定により甲が解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の乙から甲への所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が、第12条第1項に定める違約金及び前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(越境の処理)

第19条 乙は、本件土地に係る越境物の処理について、甲に対して関与を求めず、いかなる請求も行ふことができない。

(信義誠実の義務)

第20条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第21条 本契約に関し疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所に関する合意)

第22条 本契約に基づく権利義務に関する訴訟は、本物件の所在地を管轄する名古屋地

方裁判所を甲乙合意の裁判所とするものとする。

以上の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲 尾張旭市東大道町原田 2 6 0 0 番地 1

尾張旭市

代表者 尾張旭市長 柴 田 浩

乙

(記名押印)

記

売買物件内訳表

土地の表示	尾張旭市●●町●●				
地 番	地 目	実測地積 (㎡)		金 額(円)	備考
●●番●●	●●	●●	●●	●●●●●●●●	

■入札に関する様式

1. 入札参加申込書
2. 誓約書
3. 役員名簿
4. 市税の納付状況等調査同意書
5. 入札書
6. 入札保証金払渡請求書
7. 委任状
8. 記入例

入札参加申込書（期間入札）

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

〒 ー

（申込者）住所

氏 名 _____

電 話 () ー _____

携帯電話 () ー _____

メールアドレス _____

※法人の場合は、主たる所在地、会社名、代表者の肩書及び代表者氏名を記入してください。

以下のとおり申し込みます。記

申込物件 (○をつける)	物件番号	物件地番
	1	尾張旭市北山町北新田 3 5 番 2
	2	尾張旭市北山町北新田 3 5 番 8
	3	尾張旭市瀬戸川町一丁目 2 9 4 番 1

【以下のアンケートへ御協力ください】

今回の市有地売却について、どの媒体によって知りましたか？
(該当する項目に○を付けてください。複数回答可)

	市のホームページ
	広報おわりあさひ
	周知チラシ（公共施設等で配布）
	宅建業協会からのお知らせ
	全日本不動産協会からのお知らせ
	市からのダイレクトメール
	現地の立看板を見て
	その他（ ）

【注意】申込みの際には、この申込書の他に次の添付書類（発行後3か月以内）が必要となります。

- ・誓約書
- ・市税の納付状況等調査同意書

【個人の場合】

- ・住民票の写し
- ・住民票の写しのコピー（「住民票の写し」の還付を希望する場合のみ）

【法人の場合】

- ・役員名簿
- ・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
- ・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書のコピー（「現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書」の還付を希望する場合のみ）

受付印

誓 約 書

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

住 所 _____

氏 名 _____

※法人の場合は、主たる所在地、会社名、代表者の肩書及び代表者氏名を記入してください。

下記事項について誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 令和８年度第２回市有地売却実施要領の参加資格のない者に該当しません。
- 2 令和８年度第２回市有地売却実施要領の記載事項、売払条件、売払物件の現状及び関係法令の規制を全て承知の上申込みします。
- 3 入札参加申込者及び法人にあっては役員名簿記載の者について、排除措置対象法人等に該当するか否かを、愛知県守山警察署へ照会することについて同意します。
- 4 落札した物件の活用に当たっては、市の条件及び法令上の規制を遵守します。

役 員 名 簿

名 称				
所 在 地				
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		

※法人の役員について記載してください。

市税の納付状況等調査同意書

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

住 所 _____

氏 名 _____

※法人の場合は、主たる所在地、会社名、代表者の肩書及び代表者氏名を記入してください。

令和８年度第２回市有地売却事業についての入札参加申込に伴い、市税の納付状況について尾張旭市が調査することに同意します。

入 札 書（期間入札）

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

（入 札 者）住 所

氏 名 _____ 印

（代 理 人）住 所

氏 名 _____ 印

※法人の場合は、主たる所在地、会社名、代表者の肩書及び代表者氏名を記入してください。

下記のとおり入札します。

記

物 件 地 番										
入 札 金 額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
入札保証金額										

入札公告、実施要領並びに土地売買契約書（案）を承知の上、上記のとおり入札します。

- （注）
- 1 住所、氏名（法人にあっては会社名及び代表者氏名）は、住民票又は法人登記簿のとおり記入し、必ず実印を押印してください。
 - 2 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名（法人にあっては名称、代表者の肩書及び代表者氏名）のほか、代理人の住所、氏名（法人にあっては名称、代表者の肩書及び代表者氏名）を記載し、入札者及び代理人の実印を押印してください。
 - 3 入札金額は、算用数字ではっきりと記載してください。また、数字の前に必ず「金」又は「¥」の文字を記載してください。
入札金額を書き損じたときは、新たな入札書に書き直してください。
 - 4 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

入札保証金払渡請求書

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

申込者 住 所 〒

氏 名

電 話 ()

※法人の場合は、主たる所在地、会社名、代表者の肩書及び代表者氏名を記入してください。

下記物件に係る市有地売却の一般競争入札（期間入札）の入札保証金について、落札とならなかったときその他払渡事由が生じた場合には、次の口座に振り込んでください。

記

物 件 地 番	金 額
	円
	円
	円

※算用数字ではっきりと記載してください。

また、数字の前に必ず「金」又は「¥」の文字を記載してください。

◎口座名義は申込者名義に限ります。

口座名義	名義(カナ)																	
	名義(漢字)																	

振込口座	金融機関名	銀行・労金 信金・農協 信組										本店 支店 支所
	預金種別	1 普通	2 当座	口座番号								

金融機関コード					支店コード			
---------	--	--	--	--	-------	--	--	--

* こちらは記入の必要はありません。

委任状

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 () _____

携 帯 () _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の市有地売却一般競争入札に関する一切の権限

物 件 地 番

令和 年 月 日

(委任者)

住 所 _____

氏 名 _____

※法人の場合は、主たる所在地、会社名、代表者の肩書及び代表者氏名を記入してください。

入札参加申込書（期間入札）

令和 8 年 ● 月 ● 日

尾張旭市長 殿

個人の場合

〒〇〇〇-〇〇〇〇
(申込者) 住 所 〇〇市△△町口丁目××番地氏 名 旭 太 郎
電 話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
携帯電話 (〇〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス 〇〇〇〇@〇〇〇〇

法人の場合

〒〇〇〇-〇〇〇〇
(申込者) 住 所 〇〇市△△町口丁目××番地
〇〇〇〇株式会社氏 名 代表取締役 旭 太 郎
電 話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
携帯電話 (〇〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス 〇〇〇〇@〇〇〇〇

※法人の場合は、主たる所在地、会社名、代表者の肩書及び代表者氏名を記入してください。

以下のとおり申し込みます。

申込物件 (○をつける)	物件番号	物件地番
○	1	尾張旭市北山町北新田 3 5 番 2
○	2	尾張旭市北山町北新田 3 5 番 8
	3	尾張旭市瀬戸川町一丁目 2 9 4 番 1

【以下のアンケートへ御協力ください】

今回の市有地売却について、どの媒体によって知りましたか？
(該当する項目に○を付けてください。複数回答可)

	市のホームページ
○	広報おわりあさひ
	周知チラシ（公共施設等で配布）
	宅建業協会からのお知らせ
○	全日本不動産協会からのお知らせ
	市からのお知らせハガキ
	現地の立看板を見て
○	その他（ 他不動産業者からの情報提供 ）

今後の広報・周知活動の参考
としたいため、アンケート回
答に御協力ください。

誓 約 書

記 入 例

令和 8 年 ● 月 ● 日

尾張旭市長 殿

個人の場合

住 所 〇〇市△△町□丁目××番地

氏 名 旭 太 郎

法人の場合

住 所 〇〇市△△町□丁目××番地

〇〇〇〇株式会社
氏 名 代表取締役 旭 太 郎

※法人の場合は、主たる所在地、会社名、代表者の肩書及び代表者氏名を記入してください。

下記事項について誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 令和8年度第2回市有地売却実施要領の参加資格のない者に該当しません。
- 2 令和8年度第2回市有地売却実施要領の記載事項、売払条件、売払物件の現状及び関係法令の規制を全て承知の上申込みします。
- 3 入札参加申込者及び法人にあっては役員名簿記載の者について、排除措置対象法人等に該当するか否かを、愛知県守山警察署へ照会することについて同意します。
- 4 落札した物件の活用にあたっては、市の条件及び法令上の規制を遵守します。

役員名簿

名 称	〇〇〇〇株式会社			
所 在 地	〇〇市△△町□丁目××番地			
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
代表取締役	(アサヒ タロウ) 旭 太郎	T・S・H 〇〇・〇〇・〇〇	男	〒△△△-□□□□ △△△市□□町×丁目〇〇
取締役	(オワリ イチロウ) 尾張 一郎	T・S・H 〇〇・〇〇・〇〇	男	〒△△△-□□□□ △△△市□□町×丁目〇〇
取締役	(アサヒ ハナコ) 旭 花子	T・S・H 〇〇・〇〇・〇〇	女	〒△△△-□□□□ △△△市□□町×丁目〇〇
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		

法人登記簿に記載のある
役員全員について記入し
てください。

法人の所在ではなく、自宅の
住所を記入してください。

法人による入札の場合は必ず提出してください。

※法人の役員について記載してください。

市税の納付状況等調査同意書

記入例

令和 8 年 ● 月 ● 日

尾張旭市長 殿

個人の場合

住 所 〇〇市△△町□丁目××番地

氏 名 旭 太 郎

法人の場合

住 所 〇〇市△△町□丁目××番地

〇〇〇〇株式会社
氏 名 代表取締役 旭 太 郎

※法人の場合は、主たる所在地、会社名、代表者の肩書及び代表者氏名を記入してください。

令和 8 年度第 2 回市有地売却事業についての入札参加申込に伴い、市税の納付状況について尾張旭市が調査することに同意します。

入 札 書（期間入札）

記 入 例

令和 8 年 ● 月 ● 日

尾張旭市長 殿

（入 札 者）住 所

氏 名

（代 理 人）住 所

氏 名

※次頁「入札書（期間入札）の氏名欄の記載要領」を参照してください。

下記のとおり入札します。

入札する物件の地番を御記入ください。

記 物 件 地 番										
尾張旭市北山町北新田 3 5 番 2										
入 札 金 額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
		金	0	0	0	0	0	0	0	0
入札保証金額			金	0	0	0	0	0	0	0

入札公告、実施要領並びに土地売買契約書（案）を承知の上、上記のとおり入札します。

入札金額の5%以上を御記入ください。

- （注）
- 1 住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）は、住民票又は法人登記簿のとおり記入し、必ず実印を押印してください。
 - 2 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名（法人にあっては名称、代表者の肩書及び代表者氏名）のほか、代理人の住所、氏名（法人にあっては名称、代表者の肩書及び代表者氏名）を記載し、入札者及び代理人の印を押印してください。
 - 3 入札金額は、算用数字ではっきりと記載してください。また、数字の前に必ず「金」又は「¥」の文字を記載してください。
入札金額を書き損じたときは、新たな入札書に書き直してください。
 - 4 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

入札書（期間入札）の氏名欄の記載要領

1 入札者欄

必ず記入押印してください。

代理人による入札の場合でも、入札者欄は記入押印が必要です。

個人の場合

（入 札 者）住 所 ○○市△△町□丁目××番地

氏 名 旭 太 郎

実印

法人の場合

（入 札 者）住 所 ○○市△△町□丁目××番地

〇〇〇〇株式会社

氏 名 代表取締役 旭 太 郎

実印

2 代理人欄

代理人によって入札される場合のみ必要です。

入札者が個人で、同居の家族が入札する場合や、入札者が法人で、その社員が入札する場合は必要ありません。

個人の場合

（代 理 人）住 所 ○○市△△町□丁目××番地

氏 名 旭 次 郎

実印

法人の場合

（代 理 人）住 所 △△市□□町○丁目××番地

〇〇〇〇会社

氏 名 代表取締役 旭 次 郎

実印

入札保証金払渡請求書

記入例

令和 8 年 ● 月 ● 日

尾張旭市長 殿

入札参加申込書の申込者と同一にしてください。

申込者 住 所 〒○○○-○○○○

○○市△△町口丁目××番地

○○○○株式会社

氏 名 代表取締役 旭 太 郎

電 話 (○○○) ○○○ — ○○○○

※法人の場合は、主たる所在地、会社名、代表者の肩書及び代表者氏名を記入してください。

下記物件に係る市有地売却の一般競争入札とならなかったときその他払渡事由が生じた

ここに記入する金額は「入札書（期間入札）」の入札保証金額（納入通知書で納付いただいた金額の内訳）を記入してください。

記

物 件 地 番	金 額
尾張旭市北山町北新田 3 5 番 2	●●●●●●●●●● 円
尾張旭市北山町北新田 3 5 番 8	●●●●●●●●●● 円
	円

※算用数字ではっきりと記載してください。

また、数字の前に必ず「金」又は「¥」の文字を記載してください。

◎口座名義は申込者名義に限ります。

口座名義	名義(カナ)	○ ○ ○ ○ (カ
	名義(漢字)	○ ○ ○ ○ 株 式 会 社

振込口座	金融機関名	○ ○ ○ 銀行・労金 信金・農協 信組	○ ○ 本店 支店 支所
	預金種別	① 普通 2 当座	口座番号 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

金融機関コード

支店コード

*こちらは記入の必要はありません。

委任状

(代理人)

住 所 〇〇〇市△△町□丁目××氏 名 〇〇 〇〇電 話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇携 帯 (〇〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の市有地売却一般競争入札に関する一切の権限

物 件 地 番
尾張旭市北山町北新田 3 5 番 2
尾張旭市北山町北新田 3 5 番 8

令和 8 年 ● 月 ● 日

(委任者)

住 所 〇〇〇市△△町□丁目××番地氏 名 〇〇 〇〇

※法人の場合は、主たる所在地、会社名、代表者の肩書及び代表者氏名を記入してください。

【注意】 以下の場合には代理人を立てる必要はありません。

(委任状の持参は必要ありません。)

- ・ 入札者が個人で、同居の家族が入札書等の持参や開札への参加を行う場合
- ・ 入札者が法人で、その社員が入札書等の持参や開札への参加を行う場合

納入通知書の書き方

領収済通知書		記入例	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9																											
納入場所 三菱UFJ銀行本支店 瀬戸信用金庫本支店 あいち尾東農業協同組合 本支店 東春信用金庫本支店 中京銀行本支店 愛知銀行本支店 中日信用金庫本支店 東濃信用金庫本支店 名古屋銀行本支店 十六銀行本支店 東海労働金庫本支店 あいち銀行本支店		ID 002 〇〇〇〇株式会社 様 尾張旭																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">種目</th> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 10%;">会計</th> <th style="width: 10%;">款項</th> <th style="width: 10%;">日</th> <th style="width: 10%;">節</th> <th style="width: 10%;">細節</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px; vertical-align: top;"> ※行前(左づめ) 千円以下 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		種目	年度	会計	款項	日	節	細節	※行前(左づめ) 千円以下							<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">所属コード</th> <th style="width: 20%;">納入額(¥なし)</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px; vertical-align: top;"> ※※※※※※ </td> <td style="height: 40px; vertical-align: top;"> 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 </td> </tr> </table>											所属コード	納入額(¥なし)	※※※※※※	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
種目	年度	会計	款項	日	節	細節																								
※行前(左づめ) 千円以下																														
所属コード	納入額(¥なし)																													
※※※※※※	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">納入目的</th> <td style="padding: 5px;">入札保証金(令和8年度第2回市有地売却事業)</td> </tr> </table>		納入目的	入札保証金(令和8年度第2回市有地売却事業)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">納期限</th> <td style="padding: 5px;">令和 8 年 ○ 月 ○ 日</td> <th style="width: 15%;">発行日</th> <td style="padding: 5px;">令和 8 年 11 月 20 日</td> </tr> </table> 上記のとおり領収しましたので通知します。 尾張旭市会計管理者 殿 作成課 財政課												納期限	令和 8 年 ○ 月 ○ 日	発行日	令和 8 年 11 月 20 日											
納入目的	入札保証金(令和8年度第2回市有地売却事業)																													
納期限	令和 8 年 ○ 月 ○ 日	発行日	令和 8 年 11 月 20 日																											
		領収日付印 (尾張旭市保管)																												

愛知県尾張旭市 23-226

※ 納付後、金融機関から交付される「納入通知書兼領収書」の写しを入札時に添付してください。

封筒の記入例

(表)

物件：尾張旭市〇〇〇町〇〇…
入 札 書 在 中

(裏)

	入札者住所	
印	印	印
	氏名又は名称	
※法人の場合は、 主たる所在地、会社名、代表者の肩書及び代表者氏名を記入してください。		

【注意】

- 必ず封入してください。
- 物件ごとに封筒を作成してください。

尾張旭市役所案内図



- ◆ 公共交通機関を御利用の場合
名鉄瀬戸線「尾張旭」駅下車 徒歩 約1分

お問合せ先

〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市役所 総務部 財政課 管財係（北庁舎2階）

電子メールアドレス zaisei@city.owariasahi.lg.jp

ホームページ <https://www.city.owariasahi.lg.jp/>

電話 0561-76-8114（直通）

